

平成 30 年度予算編成方針

平成 29 年 11 月 6 日

安芸太田町

目次

■ はじめに	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	2
■ 予算編成にあたっての基本方針	2
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	9
【参考】平成28年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	12
【参考】平成28年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	14

■ はじめに

我が国の経済状況は、内閣府がまとめた9月の月例経済報告において、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについても「雇用・所得環境の改善が続く過程で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。」としているところです。

また、日銀の地域経済報告も全国9地域のうち6地域で景気を「拡大」と判断するなど、景気の回復が地方にまで波及してきたことが窺える内容となっています。

こうした中、国の平成30年度予算は、集中改革期間の3年目と位置付け、引き続き、経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしています。

一方で、予算の重点化を進めるため、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や、地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」等を踏まえた諸課題について、優先課題推進枠を設け、これらの関連予算を手厚く措置することで、2020年までに名目GDP600兆円経済の実現を目指すとの目標を掲げています。

このように国を挙げて経済改革に邁進し、都市部を中心に目ざましい景気回復を遂げる中、安芸太田町においても、しっかりと時代の風を読み、住民一人ひとりが景気回復の恩恵を享受できるよう、地域経済の再生に向けて行政運営の舵取りをする必要があります。

そのため、第二次安芸太田町長期総合計画に掲げるリーディング施策を強力に推進し、定住人口の増大を図るとともに、昨年度から設立準備を進めてきた『安芸太田町地域商社』を平成30年度初頭に立ち上げ、このプラットフォームを核に地域の仕事づくりや各商工業分野のイノベーションに取り組むことで、町外から資金や人を呼び込み、地域経済の好循環を促したい考えです。

また、町内に居住する皆様に、当地での暮らしの住み良さや生き甲斐を実感いただくため、「生涯活躍のまち」プロジェクトを推し進め、地域共生社会を構築するとともに、次代を担う人づくりとして、更なる教育環境の整備や子育て支援にも積極的に取り組む予定としています。

平成30年度当初予算では、これらの主要施策に重点的に予算を配分することで、事業推進に弾みを付け、速やかに地方創生の発現効果が得られるよう、各部署連携の下、スピード感を持って町政運営に取り組めます。

■ 本町の財政状況と今後の見通し

本町の平成 28 年度決算数値における財政指標は、実質公債費率が前年度から 0.7 ポイント改善し 9.3%に、将来負担比率は 6.5 ポイント減少し 75.0%と好転しているものの、経常収支比率については、分母（財源）となる税金等の自由に使える経常一般財源等の減と、分子（使途）となる経常経費充当一般財源の増により、前年度の 89.3%から 90.7%と僅かながら後退しています。

町税等の経常収入が人口減少に比例して低迷する一方、経常支出に関しては十分な削減に至っておらず、これにより、財政構造の弾力性を示す経常収支比率の悪化が 3 年連続で続いており、財政の硬直化が懸念される局面にあります。

また、今後においては、普通交付税の特例措置である合併算定替の縮小により、更なる減収が見込まれるとともに、近年の大型事業である病院の改築や学校施設整備といった事業に充てた町債の償還が順次始まるため、一層厳しい財政運営が避けられない見通しです。

加えて、人口減少抑制に向けた地方創生の取組みや公共施設の老朽化対策など、新たな財政需要もあり、継続的かつ安定的に行政サービスを提供し、基礎自治体としての責務を遂行するためには、更なる健全な財政運営と財政基盤の確立が不可欠です。

このため、引き続き第二次行財政改革の取組みを推進するとともに、本年 7 月に示した長期財政運営方針を踏まえて、歳出予算の適正化と事務事業の効率化に取り組むこととします。

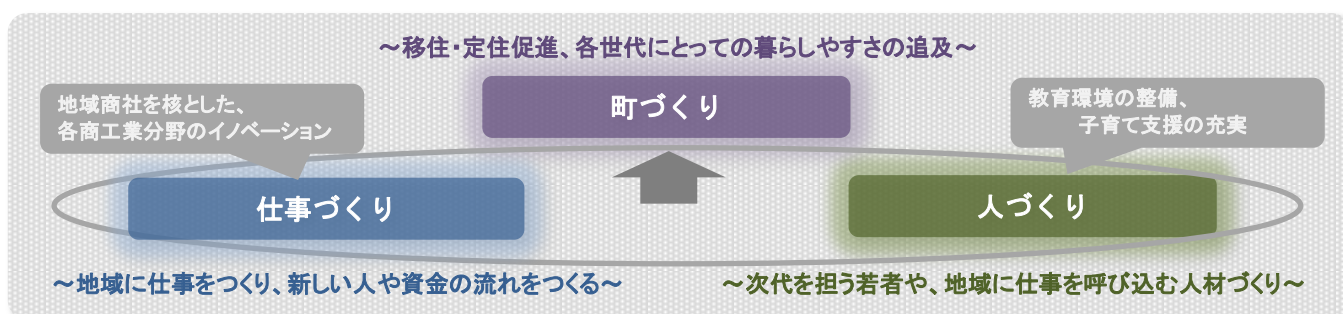
■ 予算編成にあたっての基本方針

平成 30 年度予算編成においては、「第二次長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと総合戦略」で定める K P I（重要業績評価指標）の達成を強く意識し、成果重視の事業査定を行うとともに、将来に亘って持続可能な行政運営を実現するため、次の考え方を基本として予算編成に当たることとします。

1 安芸太田町の未来をつむぐ施策の展開

平成 30 年度は、変化する社会情勢を捉えた中長期的視点に立って、将来の安芸太田町を見据えた未来への成長を織りなす事業を展開することとする。

特に、地域経済の再生に資する施策や、教育環境の更なる充実など、未来の安芸太田町を支える人づくりに繋がる予算に重点を置くとともに、多くの町民が「これからも住み続けたい」と感じられる事業を構成する。



地域経済の再生に向けた取組

<各商工業分野のイノベーション>

- 道の駅再整備、企業誘致、起業・創業支援（フォローアップ強化）
- 中国道利活用促進（IC途中下車）、食のブランド化、三段峡の魅力向上・情報発信
- 新規就農者支援、営農法人の設立支援、特産品開発
- 自伐林業の普及、木材流通ルートの開拓
- 空き家リノベーション、公共土木整備（経済対策事業）



地域経済の成長に資する「仕事づくり」、まちの未来を支える「人づくり」の施策においては、新たな取組や、新分野の事業にチャレンジする姿勢を後押しし、下支えし、その成果が実感できる事業スキームを構築する。

人口ビジョンに掲げる目標人口の達成に向けて、引き続き、新規定住、転出抑制の強化を図るが、地域の営みや住民の生活が充実させることが、結果として人口構造の改善に繋がることを意識し、地域住民、関係機関との協働、連携を密にすることを基本姿勢として、施策を推進する。

2 行財政改革の更なる推進

将来においても安定した財政を堅持し、かつ、真に必要な施策にしっかりと対応できるよう、大胆な歳出の見直し及びきめ細かな施策展開により、限られた財源を有効に活用した予算原案を作成すること。

また、予算要求にあたっては、「第二次安芸太田町行財政改革大綱」及び「長期財政運営方針」に掲げる取組目標や、個別に整理してきた諸課題への対応方針を踏まえ、事業の見直しや予算規模の適正化に取り組むこと。

なお、補助金等交付事業の一部においては、平成30年度から補助率の引き下げを予定しているため、関係先との間に認識の齟齬が生じないように、事前の調整を図ること。

長期財政推計を踏まえた今後の財政運営方針

- 歳入予算に見合った事業規模となるよう、安芸太田町第二次行財政改革大綱に従い、行政コストの削減を進める。
- 経常経費を圧縮し、財政構造の最適化を図り、人口減少社会に対応できるミニマムな組織づくりを目指す。
- 起債の償還が一段落するまで大規模投資を抑制し、財政リスクの回避に努める。
- 真に必要な事業には投資をためらわないが、既存事業のスクラップにより事業費を捻出することを基本とする。

<行財政改革大綱に掲げる主な取組>

- 持続可能な財政運営の推進
 - ・新公会計システムの推進
 - ・公営企業の経営健全化
 - ・経常収支比率の抑制
 - ・定員管理の適正化
- 歳入の確保（自主財源の確保）
 - ・町税等収納率の向上、各種使用料等の収納率の向上
 - ・ふるさと納税の推進
 - ・企業誘致、スモールビジネスの創出
- 歳出の削減（聖域なき見直し）※ **平成33年度までに予算規模65億円以下**
 - ・人件費の削減
 - ・経常的経費の削減
 - ・負担金、補助金等の見直し
 - ・公債費の縮減
 - ・時間外勤務の抑制
 - ・病院事業会計及び特別事業会計の健全経営

3 事業の選択と集中、新規事業の提案

従来からの施策を惰性で続けるのではなく、内容のブラッシュアップを図るとともに、事業効果の乏しい取組については思い切って打ち切りを検討するなど、事業の選択と集中を進めること。

特に事業成果が見込まれる施策提案があればメリハリある予算割り当てを検討するので、今後の事業展開の見通しや成果目標について説明できるよう、事前の準備を進めること。

他の自治体の優良事例を参考に、町の発展に資する効果的な事業を意欲的に提案すること。

4 財源確保に係る情報収集の徹底

関係官庁の施策動向や民間による助成金制度等を十分研究し、事業に適した特定財源の確保に努めること。起債充当についても、安易に一般財源に頼るのではなく、適債性の検討を徹底すること。

5 要求額の精度の向上

予算流用や業務契約締結後の変更契約（追加業務の発注等）の件数が多く、金額も多額に上っていることから、要求額の厳しい精査が必要である。金額や計上漏れのチェックのみならず、予算費目にも目を配り、補正や流用の縮減を図ること。

また、前年度予算のコピーではなく、事業量を事前に照会するなどして、年度末の不要額の発生を抑制すること。

特に、過疎債ソフト事業は、非予算化分を「基金」に積み立てることが出来るため、可能な限り有効に活用すること。

6 外部委託の範囲の精査・価格競争の徹底

年次計画の更新等については、全てを外部機関に委ねるのではなく、自前で作成することを基本に、必要最小限の範囲（アンケートの収集や高い専門性が求められる分析作業等）に極力限定するとともに、参考見積を徴する際は、複数者に依頼することで、経費の縮減と契約事務の透明性を図ること。

7 役割分担の明確化と成果指標の共有

関係機関が各々に果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、町の外郭団体等については、パフォーマンスを存分に引き出すとともに、緊密な連携を図り、町政と一体となって成果指標を設定し、目標の達成にあたること。

8 後年度財政負担の軽減

持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行っていくため、投資的経費を抑制し、町債発行額の縮減を図ること。

また、公共施設の老朽化に伴う維持改修に要する費用の増大は、今後の行財政運営における重大な課題であることから、役割を終えた町有財産の除却を積極的に進めるとともに、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。

加えて、不良資産化している旧JR可部線の鉄道構築物の早期撤去に向けて、関係機関を交えて今後の対策を協議するなど、過去からの課題と向き合いあい、具体的な対応を検討すること。

9 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映する等の確に対応すること。

■ 予算編成日程

(1) 平成 30 年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11 月 6 日(月)	課長会議「予算編成方針」発表
11 月 7 日(火)～11 月 17 日(金)	新規・主要事業調書類の提出期限
11 月 24 日(金)～12 月 5 日(火)	新規・主要事業等のヒアリング期間 (財政担当・企画課)
12 月 8 日(金)～12 月 22 日(金)	歳入歳出財務会計予算要求入力及び根拠資料等提出期限
12 月 25 日(月)～1 月 5 日(金)	財政とりまとめ処理 査定資料作成
1 月 9 日(火)～1 月 19 日(金)	総務課長・財政担当ヒアリング期間
1 月 22 日(月)～1 月 26 日(金)	総務課長・財政ヒアリング集計処理
1 月 29 日(木)～2 月 2 日(金)	副町長査定期間 (必要に応じて町長協議)
2 月 5 日(月)～2 月 9 日(金)	副町長査定集計処理
2 月 13 日(木)～2 月 16 日(金)	町長・副町長最終査定・査定内示書の通知
2 月 19 日(月)～2 月 23 日(金)	各種予算議案の作成

(2) 並行する平成 29 年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
10 月 30 日(月)～11 月 6 日(月)	12 月補正予算要求書・資料等提出期限
11 月 8 日(水)～11 月 15 日(水)	12 月補正予算ヒアリング期間
～1 月 31 日(金)	3 月補正予算要求書・資料等提出期限
2 月 5 日(月)～2 月 9 日(金)	3 月補正予算ヒアリング期限

■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 第二次長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略関係施策	○ 企画課への提出資料「基本計画」や「個別施策」に記載された新規事業・主要事業（ソフト・ハード）	計画額 ※ <u>企画課と事前調整のこと</u>
② 老朽公共施設保全活用経費	○ 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、改修計画を策定したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの（長寿命化計画等）	補助事業は年度計画の明示額
	○ 計画化されていない維持修繕費は新年度では抑制する	0円ベース
③ 義務的経費	○ 人件費（報酬含む）に係る経費（新規事業は除く。） ○ 公債費に係る経費 ○ 扶助費（20 節及び措置委託料のうち法定扶助に限る。）に係る経費 ※但し過大とならないように ○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費（人件費、公債費及び基準内繰出に限るため詳細資料の作成が必要。） ○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費 ○ 平成 30 年度中に執行が見込まれる選挙に係る経費	※所要見込額
④ 法的義務負担経費	○ 法令等に基づく義務経費 ○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費	H28決算額、 H29決算見込額を踏まえた 所要見込額
⑤ 投資的経費	○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る ※ 財政推計や長期総合計画等に事前に反映してあること	計画額のみ ※ <u>事前協議を必須とする</u>
⑥ 各課主要事業及びルーティン事業経費	上記要求区分 1～5 以外の経費で、各部署の効果的かつ戦略的な事業の執行に係る経費	前年度一般財源の95%に特定財源を加えた額の範囲内

■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準ずることとするが、それぞれの設置目的に沿って事業を推進し、合理的、効率的、自律的な運営が求められている。

特に一般会計からの「繰出金」については、地方交付税の減額等により一般会計が厳しい財政事情になることから、ルール分であっても満額繰り出すことができない状況のため、一般会計繰出金に依存しない財政運営を行い。一層の経費節減、効率化に努め、独立採算の原則を堅持すること。

＜ 国民健康保険事業特別会計 ＞

来年度に控えた国民健康保険事業の県単位化に向けて、本町の財政収支への影響を精緻に分析するとともに、住民負担の軽減策の導入の可否について考えを明らかにすること。

併せて、将来負担の軽減を図るため、県と連携の下、安定した保険税収入の確保と医療費抑制に努めること。

＜ 後期高齢者医療事業特別会計 ＞

国・県の動向に注視して、本年度実績を精査した予算計上をすること。

＜ 介護保険事業特別会計 ＞

他の市町と比較して一人あたりの給付費が常に高い状態にある。

社会的資源、内的資源を含めた介護予防事業の充実、要介護認定の平準化に取り組むなど、介護給付の適正化に努めること。

また、介護保険料の高額滞納者が増加しているため、徴収体制を強化し、収納率の向上を図ること。

＜ 介護サービス事業特別会計 ＞

受給者のニーズを的確に把握するとともに、現行サービスの有用性を検証し、本町の実態に即した事業体制を構築すること。

新規事業を展開する際は、費用対効果のバランスに十分留意すること。

＜ 簡易水道事業特別会計 ＞

公営企業経営アドバイザーの助言を踏まえ、水道料金の改定や設備更新・長寿命化の対策を迅速に進めること。

また、水道事業の広域連携の動向を注視し、実現に向けて県への働き掛けを強化すること。

＜ 農業集落排水事業特別会計 ＞

公営企業経営アドバイザーの助言を踏まえ、事業運営の合理化を図ること。

設備の維持・修繕費が過大となっているため、業務発注の際の業者選定は、入札（見積り合わせ）を基本とし、予算の縮減に努めること。

＜ 特定環境保全公共下水道事業特別会計 ＞

公営企業経営アドバイザーの助言を踏まえ、事業運営の合理化を図ること。

設備の維持・修繕費が過大となっているため、業務発注の際の業者選定は、入札（見積り合わせ）を基本とし、予算の縮減に努めること。

＜ 筒賀財産区特別会計及び戸河内町内黒山財産区一般会計 ＞

財産区管理会や議会との協議を基に、効果的な育林や間伐・保育基盤整備の方策を検討し、町の基幹産業として再興できるよう努力すること。

＜ 病院事業会計 ＞

1 病院事業を取巻く環境と今後の見通し

病院事業では、平成 28 年度決算において黒字決算となったが、平成 29 年度上半期において前年度を下回っており、今後厳しい経営を強いられることが予測される。

2025 年には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となることから、医療・介護ニーズが増大かつ多様化する一方で、その支え手である労働人口は減少していくことが予想され、限られた医療資源に配慮しつつ、それらのニーズへの対応体制構築のためには、医療・介護の現場におけるサービス提供体制をより効果的・効率的なものにしていく必要がある。

現在、平成 30 年度の診療報酬改定を予定しているが、介護報酬との同時改定であることから、医療と介護を取り巻く現状と課題等を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの構築の推進や医療と介護の連携に関する検討が行われている。

2 基本的な考え方

このような状況において、病院事業が将来にわたって町民に信頼され、安心安全な医療を提供していくためには、より一層健全な病院経営を目指していく必要がある。

したがって、予算編成に当たっては、診療報酬改定による情報を注視しつつ、各職員が病院事業に置かれている現状を再度認識し、合理性を発揮するため、各診療科等が連携し、収益の確保はもちろんのこと、経費の削減、各業務の整理や効率化を図り予算編成を進めること。

昨年度策定した新公立病院改革プランの内容を十分反映し、病院と診療所が連携し、経営の効率化を図るとともに、中・長期的な視点で予算編成に取り組むものとする。

3 個別事項

(1) 収益的収入及び支出

病院事業収益の中心である入院収益及び外来収益は各診療科別に医師の意向を踏まえ、また、目標を設定し、組織目標として積算すること。

支出については、収益が見込まれるかどうか精査し、ゼロベースの視点に立ち、28 年度決算、29 年度決算見込み等を十分に検討した上で、最少の経費で最大の効果が発揮できるように積算すること。

(2) 資本的収入及び支出

地域医療を確保するために必要な設備整備を行うこと。

特に医療機器等については、必要性、投資効果の妥当性を徹底的に検討し、病院事業で決定したものを計上すること。

なお、これらの支出に伴う財源確保については、将来の資金需要を精査した上で最も有利となるように検討し、積算すること。

■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

（１）歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分検討の上、積極的に財源の確保を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	29年度の決算見込みを元に積算し、経済・景気動向を見極めて、税制改正等に注視し、予算割れすることがないように、确实と見込まれる収入を見積もること。 なお町税は、歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、消費税率改正が影響する場合の料金改定を具体的な視野に入れた見直しと、徴収率の向上を図ること。資料作成に当たっては、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、确实な見込み額を計上すること。他市町の実態等も調査すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視して可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。 補助事業ということで安易に対応することなく、後年度の一般財源負担にも留意するとともに必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。特に消費増税の影響額について、的確に把握すること。
⑥ 町 債	引き続き臨時財政対策債を含めた地方債総額を公債費以下とすることを目標に、地方債残高の抑制に努める。 事業費要求に当たっては、地方債の発行が可能かどうか必ず検証を行うとともに、過疎計画等確認し、未計上の場合は企画課と調整の上、過疎計画変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については財政健全化の取り組み事項と考え、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金については、原則繰入を行わないことを基本とするが、新規事業の国県補助金・適債性を整理する中で必要な場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当すること。
⑨ その他諸収入	ふるさと納税の推進・広告や看板収入等の募集などを、各部署においても推進や導入し、漏れなく計上すること。また、内容を再確認し、年度途中で科目を追加して収入処理をしているものは当初予算に必ず計上すること。諸収入については、制度改正、使用状況、実績、金利の動向等を勘案し、金額の多少にかかわらず的確な積算に努め、広告収入など創意工夫での財源の確保を図り、増収に努めること。また、延滞金の徴収実態と法令根拠を整理し、公平性に留意すること。

(2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

先例にとらわれることなく、事業の廃止・縮小を含めた見直しを積極的に進めること。

(ア) 要求基準

- ① 地方交付税減収分に相応するため、要求基準を順守 **※別表「要求基準」参照のこと**
- ② 「長期総合計画・ひとまちしごと総合戦略」の関連事業は、**計画目標とセット**で予算化すること。

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	非常勤特別職については、平成30年度予算編成時に業務内容等精査して要求すること。人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。
② 普通建設事業費	長期総合計画における主要事業・新規事業調書の提出を必須とする。また、施設の修繕、建築工事については、公共施設等総合管理計画との調整などを財政担当と協議すること。併せて継続事業は後年度事業計画も明示し、事前の協議と具体的な諸計画(規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等)を添付すること。故に非計画的な要求はゼロ査定とする。 ※建物や機械設備の大修繕、改築等130万円以上は、「工事請負費」へ計上すること
③ 物件費	■ 総額で今年度当初予算額比「3%減」とすること。
賃金	臨時職員の賃金については、総務課と事前協議のうえで要求すること。
報償費	謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。
旅費	必要最小限の日程・人数にとどめ、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料(ETC料金)について近年かなり増えてきており、高速バス利用にも配慮して計上すること。
需用費	「消耗品費」については、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。 「燃料費、光熱水費」は、決算数値の精査と、消費増税を考慮した節減に努めること。 「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、全て認めない。 「印刷製本費」については、重複したり非効率なものは、抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載を積極的に活用して抑制を図ること。 「修繕料」については、数年間の決算額と対比して、適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の枠の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。
委託料	指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や内容・金額共に十分精査し、徹底した見直しを図ること。長期継続契約については消費増税に留意して、契約書にも税額を明示しておくこと。
役務費	通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。
備品購入費	投資的経費を除き、極力、予算要求は行なわないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用がされない実態があるものは、ゼロ査定とする。
使用料及び手数料	事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すると共に、コピーパフォーマンス料が右肩上がりになっているので、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。遊休地の土地賃借契約は、時限を定めた非継続の契約に整理しておくこと。

④ 負担金補助及び交付金	平成 30 年度から補助率の引き下げを予定している事業については、交付先との間に認識の齟齬が生じないように、事前の調整を図ること。 新規の補助事業等については、 <u>補助金ガイドラインに照らし合わせて交付基準の適合性をチェックすること。(事業評価シートを作成のこと)</u>
⑤ 扶 助 費	前 2 年度の決算額及び今年度決算見込額を対比し、過大見積とにならないよう的確に要求すること。特に町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規主要事業として前もって提出すること。また国県補助金の翌年度償還金と対比し、過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に 2～3 月精算に係るものについては、年度平均額や対象者数の動向と併せて見込額を基金繰入金と共に計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては独立採算性の基本を元に、基準外繰入分は精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い計上すること。
⑨ 予 備 費	2,000 万円とする。特別会計において突発的修繕費を計上する場合においては、基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

(イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② **算出根拠のない要求(一式〇〇万円等)は認めない。**
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求漏れによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、予算漏れがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体における予算要求についても、本町の予算編成方針やシーリングを徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

(ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、「特別会計に係る留意事項」のほか、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるもの等、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

なお施設修繕で緊急対応や補正予算化した例のある会計は、予備費の要求額を加算し、かつ財源は特目基金を充当するものとして計上して差し支えない。

(エ) その他

要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別途予算減額を提示する。

【参考】平成 28 年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

1 「第 2 次長期総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業推進

まちづくりの指針・基本計画としての「第 2 次長期総合計画」（基本計画期間 H27～H31）、その具体的戦略に位置付けられた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（H27～H31）の各施策の推進が図られ、併せて、「第 2 次安芸太田町行財政改革大綱」（H28～H32）に基づく健全な財政運営に向けての施策も取り組まれている中、その計数面、事業成果面を念頭に決算審査を終えた。

各計画期間において、事業展開の最中であるが決算に表れた数値内容やこれまでの取り組み実態を検証し、現状のしっかりした動向把握の上で PDCA サイクルの確立、KPI（重要業績評価指標）の達成に向け計画期間における事業推進を図られたい。

2 財政健全化の取り組み

町財政においては、地方交付税の段階的削減期を迎えており合併時よりの加算特例も平成 31 年度に終了する。新たな追加加算制度が用意されているとは言え一律ではなく、各自治体の努力度が加味される状況も想定されている。税収面は、減少が続いており公債費も大型事業の終了による償還が始まる平成 30 年度頃から増加するとされている。

財政力指数においては、前年度より悪化している状況にある。更には、老朽化する公共建築物、道路、上下水道等の維持修繕対応も課題としてあり、特に、水道施設について耐用年数を超過したものが多数あり大規模な更新のピークを迎えつつある状況となっている。「公共施設等総合管理計画」、「長寿命化修繕計画」等が策定されており今後の計画的な適正管理の取り組みを求める。

3 西部衛生組合解散後の体制構築

平成 28 年度末、山県郡西部衛生組合が解散し広島市に委託する動きとなった。組合事業が整理され、事務を承継した本町において別途、決算審査を行った。新たな組織体制構築も含め、今後も円滑な運営を求める。

4 町政への信頼回復

職員による詐欺収賄事件（平成 27 年 1 月発覚）に続き、道路交通法違反（酒気帯び運転）及び県補助金の不正処理取得（平成 28 年 3 月発覚）まで 2 人の職員が逮捕されるという事件が発生している。

当事者の違法行為によることはもとよりであるが管理者責任の欠如、課内情報共有、職員間コミュニケーションが取れていない面が指摘される場所である。再発防止への取り組みは始まってはいるが公務執行の原点に立ち返り町民の信頼回復に再度奮起を求める。

5 予算流用の扱い

流用は、長の権限と責任において議決の精神を尊重しつつ、予算の執行状況に十分に留意して行われる必要があると考える。審査において、修繕料から工事請負費への一件2千万円超える流用、工事請負費から委託料へ一件1千万円超える流用、その他一件で数百万円単位の流用、支所配分予算からの本庁予算への集約流用、年度末となって集中整理された流用実態等が見受けられた。

当初予算編成時からの精査、事業執行状況の把握、常日頃からの予算管理が不十分である。通常の事務管理を行っていれば順次、補正対応も出来るものであり議会の予算審議権が機能していた事案である。事務執行状況から見て、違法ではないが適正な処理ではないと考える。

6 災害への備え

今年も梅雨の季節以降全国各地で記録的豪雨により大規模な土砂災害、洪水被害が発生している。これまでの経験に基づく想定をはるかに超えるような雨の降り方が頻発している。過去幾度となく雨による大きな土砂災害を経験している本町であることから、こうした各地の例を教訓として災害への備えを更に進められたい。

7 定員適正化へ向けた業務の合理化、事務の効率化

本町では、現在第3次定員適正化計画により職員削減が進められている。一方で行政事務は多様化、複雑化、細分化してきており、日常業務は煩雑となり職員の負担は今後ますます増すものとする。限られた人員で業務を遂行するためには、業務全般を改めて見直し、合理化、効率化により省力化と迅速性の向上に努めること。また、経験豊富な職員が定年退職を迎えることから、蓄積された知識技術の伝承についても配慮されたい。

8 支所機能の対応について

支所の訪問を行い現場状況把握と実態聞き取りを行った。実状は、合理化と人員削減が進んでいる。集落支援員の配置等の取り組みを実効あるものにつなげたい。また、本庁との事業連携の在り方、工夫を求める。特に、支所管内の大型事業展開において円滑な連携を指摘しておきたい。

9 学校適正配置

小中学校施設整備事業が順次完了し、耐震化率は90%となった。児童生徒の安全性確保と教育環境が向上したことは喜ばしいことであるが、残り10%についての方向性が整理中である。児童の安全確保はもとより教育環境に不均衡が生じていることは好ましくないため早急に方向性を出すべく前進的議論の継続を求めたい。

10 民活事業の視点

人口減少、定住対策等の取り組みが苦慮される中、新たな取り組みとしての民間活力を導入した賃貸住宅の建設、起業促進・新分野進出等への応援補助事業、選考された指定管理者の事業展開等は一定の成果を上げつつあるものと捉える。

事業展開において「税収増と住民福祉の向上」の視点も大切にされたい。

【参考】平成28年度決算審査特別委員会における 委員長の指摘事項

1 財政状況の見直しについて

経常収支比率から見えることは、町税等の経常収入が人口減少に比例して低迷する一方、経常支出に関しては人件費、扶助費等は大きな削減は見込まれず財政の硬直化が懸念される。

また、病院の改築や学校施設整備に充てた町債の償還が順次始まるため一層厳しい財政運営が予想される。

さらに、公共施設の老朽化対策など、財政需要として見込まれ、継続的かつ安定的に行政サービスを提供をするためには、更なる健全な財政運営と財政基盤の確立が不可欠である。

2 組織内の協働で進める業務について

徹底的な業務の効率と統一は、組織内協働が生み出す。その考えがない集団が、住民との協働を求めても説得性はない。情報発信は各課の連携が基本。横串で動く実行部隊に改めることを強く要望する。信頼を勝ち取る一歩である。

3 定員適正化計画の推進について

第三次定員適正計画は、すでに山県西部衛組合の解散に伴う職員増で達成は困難の状況である。この際、人口規模を対象としたことだけでいいのか等、行政需要の変化や本町の特性などの実情に応じた行政サービスの水準など様々な課題に向けて考慮することが必要と考える。

4 ふるさと納税に対する対応について

ふるさと納税は著しい増加である。今後継続した寄付を頂くためには、使用内容が問われてくる。対象事業の評価の情報発信力が問われる時期にきている。返礼品の内容では満足されなくなる。寄付者に対する工夫は十分な対応が重要と思われる。

5 総務関係（業務執行における行政事務の適正執行について）

適正執行には、条例、規則、要綱等も含め条件整備は必須のことである。具体的には①民間住宅事業者への補助②市内2漁協への補助のあり方である。事務総括課としても慎重な手続きを求める。

6 建設関係（除雪時における受託業者の維持体制等について）

除雪業者の、除雪機械等の維持、管理は厳しい現場の意見を聞く。冬場における生活道路の確保は、行政の地域力のリスク管理である。そのためには、管理費用等の支援策等について検討が必要である。

また、監査委員指摘の予算流用は日報等の予算額に反映できる改善を行い、予算執行に必要な条件に近づける事務管理でなければならない。

7 産業関係（産学官金連携に伴う事業展開について）

現在、共同研究として好適環境水を利用した陸上養殖試験が事業化へ向けに行われている。今後さらに、歴史や風土、人文・社会的の研究力の大学の強みを地域連携につなげていくことも問わなければならない。

8 福祉関係（「生涯活躍のまち」構想について）

「生涯活躍のまち」構想は、事業主体に大きく左右される。企業等の選択においては企業理念、活動方針、収益構造等の確りとした分析が必要である。成功へのカギは主体となる業者の地域の魅力、地域の力の掘り起しが問われる。以上のことは十分認識の上、事業主体と協議を重ねること。

9 観光振興関係（観光地の強みを生かし宝を探し磨く取り組みについて）

地域資源の利活用・展開に研究の余地がある。企業協力の動き等チャンスをしっかり捉え、次なる仕掛けへの深化を求める。

広報誌等のPRのあり方については、再度考察する必要がある。複数地区の人の接点を持ち、協働することである。

10 教育関係（学校適正配置について）

「安芸太田町学校適正配置基本方針」における学校統合については、残された課題、上殿小学校については、保護者、地域、学校関係者との協力の元、理解を得られる様、努力する必要がある。

11 国民健康保険特別会計（保険制度の運営主体の変更について）

平成30年度（2018年度）からは、都道府県の責任で運営を行うこととなるが保険料は、経過的な軽減措置があるとはいえ、将来的に増額の予測をしなければならない。住民負担への軽減策が問われる。今後住民への「財政運営の責任」と「医療サービスの提供責任」の説明は十二分に行っていく必要がある。

12 簡易水道事業特別会計（設備劣化に伴う更改等について）

近年、頻発する大規模な災害の発生を踏まえ、また、施設の大量更新期を迎え、施設の改良が問われる。中長期的な経営計画に基づいた建設改良計画等を策定するなど、計画的かつ適正な投資に努める必要がある。

13 病院事業特別会計

経常収支比率 103.5%、職員給与費対医業収益比率 71.1%、病床利用率 76.8%で経営指標は特別に悪化した状況でない。

ただし、病床利用率の低迷には、医師数、診療科目等を何らかの相互関連があるものと思われる。

過疎地域における「地域医療の機会均等の保障」について、その理念と現実の乖離がどこにあり、さらには、その乖離をなくしていくための方法とは何かを模索し続け環境を整えねばならないことを申し添えておく。